

【説明等】

1 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

類型	類型の説明
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものとなります。
参酌すべき基準	市が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものとなります。

2 包括的支援事業とは次に掲げる事業をいいます。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防するための介護予防プランを作成し、必要な支援を行うもの

(2) 総合相談・支援事業

高齢者や家族、市民の方からの介護や福祉に関する総合的な相談への対応、支援を行うもの

(3) 権利擁護事業

高齢者虐待への対応と権利擁護（成年後見制度の活用推進・消費者被害の防止等）の対応、支援を行うもの

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員の研修や日常的個別相談、支援困難事例等への支援を行うもの

3 介護予防支援の内容は次のとおりとなります。

介護予防支援は、「要支援1」又は「要支援2」と認定された方が、介護保険法上の予防給付として提供される介護予防サービスを適切に利用することができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行うことをいいます。

この事業を行うことができる者は、介護保険法の規定により、市長から指定を受けた地域包括支援センター及び地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者となっています。